

災害発生時の判断基準について

＜地震＞

○京都市域に震度5弱以上の地震が発生した場合

- ◆次の登校日は臨時休業
- ◆在校中に発生した場合は、直ちに臨時休業

＜暴風警報＞

○台風により京都市、京都府南部地方、または京都・龜岡地方に「暴風警報」が発令された場合

「暴風警報」解除の時間帯	授業の開始の時間	備考
午前 7時までに解除になった場合	登校 8：25 平常通りの授業	昼食の用意をして登校
午前 9時までに解除になった場合	登校10：35 3限(10:45)からの始業	◆給食はあります
午前11時までに解除になった場合	登校13：10 5限(13:20)からの始業	昼食を済ませて登校 ◆給食はありません
午前11時現在においても 「暴風警報」発令中の場合	臨時休業	

◆台風に対する非常措置は「暴風警報」のみで、「大雨警報」、「洪水警報」、「〇〇注意報」等についても、非常措置をとらずに平常通りの授業。

◆登校後に発令された場合

気象情報、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに配慮し、帰宅させるかどうかを決定する。

◆祝日の部活動に対する措置

祝日の部活動につきましても、上記措置に準じて活動を制限する。詳しくは、各部活動顧問より連絡。

＜特別警報＞

「特別警報」解除の時間帯	授業の開始の時間	備考
午前0時までに解除になった場合	登校13：10 5限(13:20)からの始業	昼食を済ませて登校 ◆給食はありません
午前0時現在、特別警報発令中の場合	臨時休業	